

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和56年7月27日付け56畜B第1594号農林水産省畜産局長・水産庁長官通知）新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正後				改正前				
別記2 飼料級抗生物質の新規指定又は新規製造等に際して提出する試験成績の種類				別記2 飼料級抗生物質の新規指定又は新規製造等に際して提出する試験成績の種類				
試験の種類	区分	新規指定		試験の種類	区分	新規指定		
	被験物質の種類	精製級	飼料級		飼料級	検体の種類	精製級	飼料級
1～4 (略)		(略)	(略)	(略)	1～4 (略)	(略)	(略)	(略)
5. 安全性に関する事項					5. 安全性に関する事項			
(1) 毒性試験					(1) 毒性試験			
ア 一般毒性試験					ア 一般毒性試験			
(ア) 単回投与毒性試験		○	○	○	(ア) 単回投与毒性試験	○	○	○
(イ) 反復投与毒性試験 (短期)		○	○	○	(イ) 反復投与毒性試験 (短期)	○	○	○
(ウ) 反復投与毒性試験 (長期)		○	○	○	(ウ) 反復投与毒性試験 (長期)	○	○	○
イ 特殊毒性試験					イ 特殊毒性試験			
(ア) 世代繁殖試験		○	○	○	(ア) 世代繁殖試験	○	○	○
(イ) 発生毒性試験		○	○	○	(イ) 催奇形性試験	○	○	○
(ウ) 発がん性試験		○	○	○	(ウ) 催腫瘍性試験	○	○	○
(エ) 変異原性試験		○	○	○	(エ) 変異原性試験	○	○	○
(オ) その他の試験 (局所毒性, 吸入毒性等)		○	○	○	(オ) その他の試験 (局所毒性, 吸入毒性等)	○	○	○
ウ 薬理学的試験		○			ウ 薬理学的試験	○		
エ 生体内動態に関する試験		○			エ 生体内運命に関する試験	○		
(2) 対象家畜等を用いた飼養試験		○	○	○	(2) 対象家畜等を用いた飼養試験	○	○	○
(3) 耐性菌出現に関する試験		○			(3) 耐性菌出現に関する試験	○		
(4) その他 (自然環境に及ぼす影響に関する試験)			○		(4) その他 (自然環境に及ぼす影響に関する試験)		○	
注1～5 (略)					注1～5 (略)			